

○ 推 計 方 法

農家と非農家に分けて、農家については「農家生計費統計（37年度）」（農村名）の第2編、第1表、全国平均、年次別・専兼業別にみた農家の生活物資の消費、非農家については、家計調査年報（37年）」（統計局）の（品目分類）第15表「主要生活用品の年間および月間、世帯当りの購入数量、支出金額および平均価格——全都市」の表を用いて費目別に個々の品目を検討して品目別・形態別の構成比を作成して費目別の推計結果を細分割する方法をとった。

I. 支出品目別家計消費支出

1) 飲食費 農家、非農家ともデフレートとして中分類に分割した計数を「

(a) 食品」、「(b) 飲料」、「(c) たばこ」の三部門に紐着えた。

なお、学校給食費、自衛隊現物給付は食品とした。

2) 被服費 次の4項目の構成比を作成して分割した。

	被服その他の身の廻り品 ⁽¹⁾	靴履用品および世帯道具 ⁽²⁾	家事維持費 ⁽³⁾	リクレーションおよび娯楽 ⁽⁴⁾
農 家		・ 靴履類	・ 「仕立、修繕、洗濯、染色、クリーニング等」 ・ 「その他の履物 装身具」に含まれている修繕費部分他費目との関連を勘案して分割をとる。	・ 「その他の履物装身具」の内容から判断して趣味と結びついた支出としてその割合をとった。
非農家	② ③ ④以外	・ 靴履類	・ その他の被服費中の仕立代、洗たく代、その他。 ・ 洋服類中のその他の3割を修繕部分とした。 ・ シマツ下着中のその他の3割 ・ 靴下、足袋、手袋中のその他の3割。 ・ 布地米類中のその他の3割 ・ 履物類中の靴修理その他 ・ 履物類中のその他の3割 ・ 傘類中の他の3割 ・ その他の身の廻り品中のその他の3割	・ その他の身の廻り品中の装身小物を趣味と結びついた支出とし金額をとった。 ・ その他の被服費中のスポーツ用品

なお、自衛隊現物給付は「被服その他の身の廻り品」とした。

3) 光熱費 全て「(e) 燃料および灯火」とした。

4) 住宅費

(1) 地代家賃 全て「(f) 賃貸料および水道料」とした。

(2) 設備修繕 上記地代家賃に含まれない借家人の自己負担による設備修繕部分である。全て「(f) 賃貸料および水道料」とした。

3) 雑費 次の5項目の構成比を作成して分割した。

	家事雑持費 ^①	化粧および保健 ^②	交通および通信 ^③	リフレッシュおよび娯楽 ^④	その他のサービス ^⑤
農家	<ul style="list-style-type: none"> 化粧石けん せんたく石けん(固) せんたく石けん(粉) おり紙 	<ul style="list-style-type: none"> 診療料および材料 医師薬価代 注射薬 内用売薬 外用売薬 その他の医療費 家庭用殺菌殺虫剤 理髪代 パーマ代 クリーム 化粧水、乳液 あじろい類 ホマード 水、油 その他の化粧品 脱脂綿 はみがき粉 その他の理容衛生費 	<ul style="list-style-type: none"> 交通費 通信費 	<ul style="list-style-type: none"> ノート 鉛筆 万年筆 カバン 新聞代 雑誌 ラジオ、テレビ視聴料 写真フィルム レコード 観覧料および入場料 がらん具 講演会費 旅行費 その他の教養娯楽費 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書および参考書 学校教材費 学級費 その他の教育費 他出家族への送金* 家計雑費* 公課雑負担の一部*
	<ul style="list-style-type: none"> 理容衛生費中の化粧石けん 粉石けん その他の石けん カリ紙 清掃代 (その他の娯楽用品中) その他の運動用品の2割 カメラの3割 楽器の3割 その他の2割 その他の中の文中給料 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療費 理容衛生費中の入浴料 理髪料 パーマメント代 セット代 その他の理容代 シマンプー はみがき 化粧クリーム ホマード 化粧水 ヘアトニック ファンデーション ロベに その他の化粧品 殺虫剤 防虫剤 はがらし かみそり管刃 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 交通通信費 	<ul style="list-style-type: none"> 文房具費 印刷刊行物 視聴料、観覧料 その他の教養娯楽用品中④に区分されたもの以外 その他の教養娯楽費 	<ul style="list-style-type: none"> 教育費* その他の中の⑤に区分されたもの以外 (この中には農家同族、紅返金、贈与金負担費等も含んでいる。)

(注) 農家、非農家とる臨時費、交際費、つぎあい費、こづかいを除いて作成した。但し※印については国民所得概念上、或は個人勘定バランス上控除を必要とするものであるが、後に一括控除するため含めて構成比を求めた。

尚雑費における調整項目は次のように扱った。

加算項目

- (イ) 金融機関等の附属サービス (含生保) 「(2) その他のサービス」
- (ロ) 医療現物給付 「(2) 化粧および保健」

ハ) 家具付器その他 次の5項目の構成比を作成して分割した。

	賃貸料および 水道料 ⁽⁸⁾	家具備品および 世帯道具 ⁽⁹⁾	家事維持費 ⁽⁹⁾	交通および 通信 ⁽¹⁰⁾	リクレーションお よび娯楽 ⁽¹¹⁾
農 家	<ul style="list-style-type: none"> 水道料 		<ul style="list-style-type: none"> その他の家財および家財家具の修繕の4割 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 スクーター オートバイ 	<ul style="list-style-type: none"> ステレオ オルガン カメラ ピアノ
非農業	<ul style="list-style-type: none"> 水道料 	<ul style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ 以外 	<ul style="list-style-type: none"> 食器中のその他の3割 台所用品中のその他の2割 電気器具中のその他の2割 ラジオテレビ中のその他の2割 37年度は全部 電動器具中のその他の3割 時計修理代 家具中のその他の家具の3割 その他中のその他の減価用具の2割 その他中の洗たく用具の3割 その他中の雑用品の3割 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車スクーター 自動車 その他の乗物用品 	<ul style="list-style-type: none"> 電 蓄

控除項目

- (1) 仕送金、贈与金等
- (2) 税外負担
- (3) 個人から政府への移転
- (4) 火災保険料

「(2)その他のサービス」から控除

II 支出形態別家計消費支出

- 1) 飲食費 全て「非耐久財」とした。
- 2) 被服費 先づ「耐久財」を選びついで「サービス」部を推定し、残りを「非耐久財」として構成比を作成して分割した。

	耐久財	非耐久財	サービス
服装	痛兵類	耐久財サービス以外	<ul style="list-style-type: none"> ・仕立 縫製 洗濯 染色 クリーニング等 ・その他履物装身具の7割
	痛兵類		<ul style="list-style-type: none"> ・洋服類中のその他の3割 ・シマツ下着中のその他の3割 ・靴下 足袋 手袋中のその他の3割 ・布地糸類中のその他の3割 ・履物類中の靴修理その他の3割 ・履物類中のその他の3割 ・傘類中のその他の3割 ・その他の身廻り品中のその他の3割 ・その他の被服費中の仕立代、せんたく代、その他

なお、自衛隊現物給付に非耐久財とした。

- 3) 光熱費 全く「非耐久財」とした。
- 4) 住居費
 - 1) 地代家賃 全く「サービス」とした。
 - 2) 設備修繕

家計調査年報による37年の設備修繕費の内容を耐久財、非耐久財、サービスに推定分類した構成比によって細分割した。

木材(耐久財) たたみ表巻(耐久財の サービスの) 板ガラス(非耐久財)
 手回代(サービス) 金具(非耐久財) その他の修繕材料(耐久財の 非耐久財の) 土敷ガサ(耐久財)

157

158

障子紙 (非耐久財) 設備費 (サービス) その他 (耐久財、非耐久財、

サービス)

(ハ) 家具什番その他 尤づ「非耐久財」と「サービス」部分を推定し、残りを「非耐久財」として構成比を作成して分割した。

	耐久財	非耐久財	サービス
家具	非耐久財 サービス以外	<ul style="list-style-type: none"> ・茶わん ・蛍光器具 ・蛍光灯放電管 ・その他家具および家財家具の修繕の割合 ・水道料 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の家具および家財家具の修繕の割合
非農家		<ul style="list-style-type: none"> ・水道料 ・茶わん ・さう ・スプーン、ナイフ、フォーク ・食器類のその他の割合 ・バケツ ・こんろ ・台所小物 ・台所用品中のその他の割合 ・電球 ・蛍光灯 ・ソケット、コード ・電気器具中のその他の割合 ・ラジオ、テレビ中のその他の割合 ・裁縫小物 ・その他の裁縫用具の割合 ・洗く用具の割合 ・掃除用具 ・クレンザー ・包菘用具 ・その他の雑用品の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・食器類中のその他の割合 ・台所用品中のその他の割合 ・電気器具中のその他の割合 ・ラジオ、テレビ中のその他の割合 ・電動器具中のその他の割合 ・時計修理代 ・家具中のその他の家具の割合 ・その他の乗物用具の割合 ・その他裁縫用具の割合 ・洗たく用具の割合 ・その他の雑用品の割合

5) 雑費 先づ「耐久財」と「サービス」を推定分類して残りを「非耐久財」として構成を作成細分割した。

	耐久財	非耐久財	サービス
農家	<ul style="list-style-type: none"> • その他の教養娯楽の2割 	耐久財、非耐久財外	<ul style="list-style-type: none"> • 診察料および手術料 • 医師票価代 • 理はつ代 • パーマ代 • 交通費 • 通信費 • 授業料 • その他の教育費の4割 • ラジオ、テレビ視聴料 • 観覧料および入場料 • 講習会費 • 旅行費 • その他の教養娯楽費の4割 • 他出家族への送金* • 家計雑費* • 公課諸負担中の一部*
	<ul style="list-style-type: none"> • 医療器具 • 野球用具 • その他の運動用具の4割 • カメラの7割 • 楽器の7割 • その他の教養娯楽用品中のその他4割 		<ul style="list-style-type: none"> • 診察代 • 保健医療費中のその他 • 入浴料 • 理はつ代 • パーマネント代 • セット代 • その他の理容代 • 清掃代 • 理容衛生費中のその他の3割 • 交通通信費 • 教育費 • 聴取かんらん料 • その他教養娯楽費用品中のその他運動用具の2割 • カメラの3割 • 現象焼付代 • 楽器の2割 • その他の教養娯楽費 • その他*

(注) 農家、非農家とも臨時費、支際費、つきあい費、こづかいを除いて作成した。但し*印については国民所得概念上、或は個人勘定バランス上控除を必要とするものであるが、後に一括控除するため含めて構成比を求める操作成した。

尚、雑費における調整項目は次のように扱った。

加算項目

- (1) 金融機関等の帰属サービス(含生保)
「サービス」とした。
- (10) 医療現物給付「非耐久財」とした。

控除項目

- (1) 仕送金、贈与金等
 - (4) 税外負担
 - (11) 個人から政府への移転
 - (12) 火災保険料
- 「サービス」とした。

252

○ 産業運動会から推定した耐久財・非耐久財サービスの割合

(単位 10万円)

サ ー ビ ス ①		耐 久 財 ②		非 耐 久 財 ③		合 計 ④	
飲食店	1,571,334	カ X ㄱ	92,859				
農物修理	71,875	事務用機械	5,109				
時計修理	16,030	玩具運動用品	17,428				玩具運動用品 82140 × 20% = 12,428
その他の類似サービス	1,109,780	カ X ㄱ	16,392				その他の本製品 177,934 × 20% = 35,587
金物修理	44,655	じょうたん	87,145				他代家賃
産業用機械修理	6,140	時計	97,196				5,924,586 + 38,137 = 5,962,725-1991
民生用機械修理	27,394	金属殺子具	19,562				= 5,913,824
民服用電気機械修理	97,463	木製子具	377,284				48,781 48,781
自動車修理	99,234	医療機械	1,773				484 24.3
二、三輪車修理	101,699	家庭用金属器具	212,561				23,668 11,893
家具修理	37,083	道具類	3,544				
時計修理	40,412	減価機械	39,130				
不動産仲介料		その他の機械	2,488				
住宅賃貸料	5,913,834	みしん	148,490				
光学器具修理	13,359	冷蔵庫たたく機	427,193				
楽屋修理	5,678	民生用電気器具	1395,609				
清掃費	52,775	その他の軽重機	16,528				
電信電話	185,232	電子管応用装置	19,826				
郵便便	70,578	自動車	106,113				
医療費	3,354,285	自動車二輪車	333,979				
教育費	768,009	自転車リカー	220,217				
放送	390,467	度量衡計量器	29,510				
映画	794,509	楽 器	167,494				
その他の娯楽等	1,032,765	その他の光学機械	41,166				
損害保障	7,437	時 計	76,059				
その他の類似サービス	2,142,197	その他の本製品	35,587				84,563,351
鉄 道	3,717,413	賃貸料設備修繕費中の耐久財部分	11,883				1,558,422 非営利団体消費
飾局副業	1,799,761						
生命保険	1,231,371						
修理(設備修繕)	23,668						
合 計	24,708,457 (29.8)		4,050,115 (4.9)		54,246,357 (65.3)		83,004,929 (100.0)

(④-①+③)

(I) 交際費、こづかい及び家計調査の脱漏(ヘソクリ消費)の費目別分割方法と問題点

個人消費支出の推計において品目別による費目分類の表章が要請されているが、現在の家計調査、農家全済調査においては完全に品目別による費目分類が出来ない。

具体的に問題となるのは農家全済調査における交際費、娯楽費と家計調査における交際費、こづかい及び脱漏(ヘソクリ消費)についての部分であつて、金額にして農家全済調査では202,258^{100万円}(雑費の35.5%)家計調査では404,876^{100万円}(雑費の26.0%)と脱漏180,000^{100万円}の合計787,134^{100万円}と推計され、改訂個人消費支出8,401,630^{100万円}の9.4%に相当する部分である。従つてこの取扱い如何によつて個人消費支出の①費目別構成②SNA分類③実質個人消費支出に影響を与えることとなる。

この取扱いについて次の三つの方法が考えられるが、いずれも理論的根拠に乏しく、それぞれ問題点がある。

1) 基礎統計のままにして置く

審議会提出計数であつて(脱漏は雑費に)品目分類の要請に沿つておかない。飲食費だけが現行推計より低く、エンゲル係数も46.9%から39.0%に低下、奇異の感を与えている。

2) 家計調査、農家全済調査の費目別構成比を用いて分割する。

家計調査、農家全済調査のうち常識的に考えて交際費、こづかいから支出されないもの脱漏を考えられない支出項目を

選んで、その構成比によつて分割する。

試案(1)は脱漏分を全て飲食費に含めた。

試案(2)は脱漏分を各費目に分割した。

3) 産業連関表との調整の際の分割比率を用いる

理論的根拠はないが産業連関表との選けい上この方がよいと思はれるが、各年一定の率を用いること、次の産業連関表との調整結果により、中間年次の修正が必要となる欠点がある。

交際費、こづかい及び家計調査の税漏(ヘソクリ消費)の費目別分割方法についての検討資料

			現行推計	改訂推計	試算(1)	試算(2)	試算(3)	参 考			
								産業連関表	家計調査 (1ヶ月、正年) 円	農家全戸調査 (年額、年額) 円	
実 務 研 究 (100)	飲 食 費 計	飲食費	3,527,183	3,272,364	3,807,740	3,733,220	3,811,129	3,858,271	13,997	160,711	
		被服費	614,520	1,048,952	1,146,904	1,176,244	1,051,021	1,051,021	3,902	41,620	
		光熱費	259,600	326,164	326,164	326,164	326,164	326,164	323,872	1,608	17,197
		住居費	1,000,913	1,070,946	1,119,512	1,131,392	1,111,203	1,111,203	1,111,203	2,795	15,845
		雑合	2,112,429	2,683,204	2,001,310	2,034,610	2,102,113	2,111,968	2,111,968	9,003	134,309
	計	7,514,645	8,401,630	8,401,630	8,401,630	8,401,630	8,456,335	31,305	369,682		
構 成 比	飲 食 費 計	飲食費	46.9	39.0	45.3	44.4	45.4	45.6	44.7	43.5	
		被服費	8.2	12.5	13.7	14.0	12.5	12.4	12.5	11.3	
		光熱費	3.5	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	5.1	4.6
		住居費	13.3	12.7	13.3	13.5	13.2	13.2	13.2	8.9	4.3
		雑合	28.1	31.9	23.8	24.2	25.0	25.0	25.0	28.8	26.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

酒 ば ば こ についての産業連関表との比較 (単位 100万円)

		A	B	C	A - C
		産業連関表	NI 物的推定	家計調査法による 推計(乗系列)	
酒 ば ば こ 計	酒	380,018	472,600	149,526	230,492
	ば	269,210	276,106	107,310	161,900
	計	649,228	748,706	256,836	392,392

種 費 再 分 割

		試 案 (1)					試 案 (2)	試 案 (3)				
		原 系 列	交 際 費 等	再 分 割 後	分 割 割 合			原 系 列	交 際 費 等	再 分 割 後	分 割 割 合	
					%	円					%	円
農 家	飲 食 費	100万円 916,902	118,119	1,035,021	58.4	153,722	家計調査の税漏 180,000円を 非農家の分割割 合によって費目 別に区別	916,902	89,017	1,005,919	440.12	89,017
	被 服 費	232,606	31,957	264,563	15.8	41,620		232,606	639	233,245	3.16	639
	光 熱 費	95,004	0	95,004	0	0		95,004	0	95,004	0	0
	住 居 費	289,327	21,844	311,171	10.8	28,398		289,327	17,552	306,879	86.78	17,552
	雑 費	569,740	(-)202,258 30,338	397,820	15.0	39,431		569,740	(-)202,258 25,050	462,532	469.94	95,050
	合 計	2,103,579	0	2,103,579	100.0	263,371		2,103,579	0	2,103,579	1000.00	202,258
		(注) 分割割合は農家至調から光熱費、借地借家料、住宅維持修繕、学校教育、交際費、家計雑費、地出家族への送金、臨時を除いたものから構成比を求めた。										
非 農 家	飲 食 費	100万円 2,346,567	237,257	2,583,824	58.6	13,997	家計調査の税漏は飲食費に加算 分割割合は産業差別表との調整過程の計数による。	2,346,567	269,748	2,616,315	666.25	269,748
	被 服 費	813,793	65,995	879,788	16.3	3,902		813,793	1,430	815,223	3.53	1,430
	光 熱 費	231,160	0	231,160	0	0		231,160	0	231,160	0	0
	住 居 費	561,986	26,722	588,708	6.6	1,567		561,986	22,705	584,691	56.08	22,705
	雑 費	1,557,215	(-)404,876 74,902	1,227,241	18.5	4,408		1,557,215	(-)404,876 110,993	1,263,332	274.14	110,993
	合 計	5,510,721	0	5,510,721	100.0	23,874		5,510,721	0	5,510,721	1000.00	404,876